戸塚区連合町内会自治会連絡会11月定例会 議題説明書

戸塚区地域振興課ほか

議題名: 令和7年度改選 委嘱委員の推薦について(依頼)

【内容】

現在、各地域で御活躍いただいておりますスポーツ推進委員、消費生活推進員、保健活動 推進員、環境事業推進委員、明るい選挙推進員の方々の任期が、令和7年3月31日をもって 満了となります。皆様に心より感謝を申し上げるとともに、新たに各委員を委嘱するため、候 補者を推薦していただきますよう、自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

≪提出期限及び提出先》

- (1)提出期限 令和7年2月21日(金)
- (2)提出先 電子申請システムへ入力または郵送

【例年あげている議題か?】

2年ごとに依頼しています。前回は令和4年11月区連会で依頼しました。

【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか?】 【各単会の会長に何を依頼したいのか?】(具体的に記入してください。)

【地区連長】地区連長宛て資料を送付します。

連合町内会単位で推薦いただく委員については、候補者を推薦くださるようお願いします。 【単位会長】自治会町内会長宛て資料を送付します。

自治会町内会単位で推薦いただく委員については、候補者を推薦くださ るようお願いしま す。

【その他、注意することなど】

担当部署 担当者名

問合せ先 委嘱委員の推薦依頼文の 各委員の問合せ先へお問 い合わせください。

TEL

令和6年度改選 委嘱委員の推薦について(依頼)

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員の方々の任期が、令和7年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな候補者の推薦について御協力くださいますようお願い申し上げます。

| 委嘱委員 | スポーツ | 消費生活 | 保健活動 | 環境事業 | 明るい選挙 |
|---------|-------------|--------------------|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | 推進委員 | 推進員 | 推進員 | 推進委員 | 推進員 |
| 任期 | | 2年(令和7年 | 4月1日から令和 | 口9年3月31日) | |
| 推薦人数 | 地域の実情に | 原則自治会町 | 原則自治会町 | 原則自治会町 | 連合町内会で |
| | 応じた、自治 | 内会で1名 | 内会で1名 | 内会で1名 | 各2名 |
| | 会活動に必要 | (地域の実情 | (自治会町内 | (地域の実情 | (地域の実情に |
| | な人数 | に応じて柔軟 | 会の推薦枠を | に応じて柔軟 | 応じて柔軟に対 |
| | (人数調整が | に対応してく | 超える場合な | に対応してく | 応してくださ |
| | 必要な場合 | ださい) | どは、地区連 | ださい) | \v) |
| | は、地区連合 | | 合町内会長の | | |
| | 町内会、各地 | | 推薦も可能で | | |
| | 区スポーツ推 | | す。) | | |
| | 進委員連絡協 | | | | |
| | 議会会長等と | | | | |
| | 御相談のうえ | | | | |
| | 必要と思われ | | | | |
| | る人数) | | | | |
| 推薦書の提出方 | ①電子申請シス | テムで申請 | | | |
| 法 | ※電子申請シ | ステムでの提出 | 方法は裏面をご覧 | 覚ください。 | |
| | ②郵送 | | | ②郵送 | ②郵送 |
| | ※同封の【返信用 | 財簡 ①】 をご利用く | ださい。 | ※同封の【 返信用 封筒 ② 】をご利用 | ※同封の【 返信用 封筒 ③ 】をご利用 |
| | | | | 対向 ② 7をこ初用 ください。 | ください。 |
| 提出期限 | | 令和 | 17年2月21日 | (金) | |
| 問合せ先 | 地域振興課 | 地域振興課 | 福祉保健課 | 資源循環局 | 総務課 |
| | スポーツ | 消費生活 | 健康づくり係 | 戸塚事務所 | 統計選挙係 |
| | 推進委員担当 | 推進員担当 | 電話 866-8426 | 電話 824-2580 | 電話 866-8315 |
| | 電話 866-8412 | 電話 866-8416 | | | |
| 詳細資料 | 資料1 | 資料 2 | 資料 3 | 資料4 | 資料5(連合町内 |
| | 及び別紙 | 及び別紙 | 及び別紙 | 及び別紙 | 会のみに配布) |

【電子申請システムでの推薦候補者の届出について】

以下の委嘱委員ごとの入力フォームに推薦候補者の情報をご入力ください。

※電子申請システムに入力いただいた場合は用紙での提出は不要です。

〇スポーツ推進委員

電子申請システム URL

(https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8b33c35

b-40be-449c-9388-c56029fccf31/start)

スポーツ推進委員推薦届 二次元コード



〇消費生活推進員

電子申請システム URL

(https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a673b613-72ad-4cfd-b5eb-625d6b5ac700/start)

消費生活推進員推薦届 二次元コード



○保健活動推進員

電子申請システム URL

(https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/2blad0d

0-f38f-442a-bc05-4717646ba33d/start)

保健活動推進員推薦届 二次元コード



〇環境事業推進委員

電子申請システム ULR

(https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/991ca85 b-26ce-4fef-974c-cb9ab4b2d374/start)

環境事業推進委員推薦届 二次元コード



〇明るい選挙推進員

電子申請システム URL

(https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/2263156 f-663f-4250-bc91-b7c6d6801a2a/start)

明るい選挙推進員推薦届 二次元コード



第 35 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和7年3月31日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を 依頼します。

2 推薦方法及び人員

地域の実情に応じた人数を推薦してください。

(※これまで原則として自治会町内会から1名を推薦いただいています) ただし、**地域活動に支障がないよう、自治会活動に必要な人数**を選出ください。(人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談のうえ、必要と思われる人数をご推薦ください)

また、スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、**紹介シート(「横浜市スポーツ推進委員推薦 候補者の紹介について(依頼)」)**を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。

3 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時(令和7年4月1日現在)に、新任の場合は原則65歳未満の方、再任の場合は原則70歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営を し、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

4 提出書類

次の(1)または(2)のいずれかの書類をご提出ください

- (1) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書(第1号様式)
- (2) 横浜市スポーツ推進委員推薦候補者紹介シート【候補者選出届】

スポーツ推進委員候補者推薦書

| 区長 | | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|----|----------|----|---|---|---|
| | (推薦者職氏名) | | | | |
| | 自治会町内会名 | | | | |
| | 自治会町内会長名 | | | | |

| (フリガナ) | | | | | |
|---|--------------------|----------------|--|--|--|
| 氏 名 | | | | | |
| 再任・新任の別 | 推薦日までの勤続年数 (再任者のみ) | 推薦年度の4月1日現在の年齢 | | | |
| 再任・新任 | 年 月 | 歳 | | | |
| | 住 所 | 電話番号 | | | |
| ₹ | | (自宅) | | | |
| X | | (携帯) | | | |
| Eメール ※ | | | | | |
| スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技 ※ | | | | | |
| スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。 | | | | | |
| | | | | | |

※欄は任意です

被推薦者(推薦を受ける者)の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

□ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

紹介シート

| 【宛先】 | | | | |
|------|---------|----------|---|---------|
| | 地区スポーツ推 | 進委員連絡協議会 | | |
| | 委員 ・ 会長 | | | |
| | 【差出人】 | | | |
| | | 自治会/町内会 | • | 地区連合町内会 |
| | | | | |

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について(依頼)

日頃から、自治会町内会活動に御協力いただき、ありがとうございます。

今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員のご紹介をお願いします。ご紹介いただく候補者について下記【候補者選出届】に記載のうえ、差出人へお戻しください。

【候補者選出届】※太枠は必須事項です。

| (フリガナ) | | | | | |
|--|-------------------|----------------|--|--|--|
| | | | | | |
| 氏 名 | | | | | |
| 再任・新任の別 | 推薦日までの勤続年数(再任者のみ) | 推薦年度の4月1日現在の年齢 | | | |
| 再任・新任 | 年か月 | 歳 | | | |
| | 住 所 | 電話番号 | | | |
| 〒 (自宅) | | | | | |
| | | (携帯) | | | |
| Eメール | | | | | |
| 被紹介者 (紹介を受ける者) の同意について (下の口にチェックを入れてください。) | | | | | |
| □ 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。 | | | | | |

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び 各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

【候補者選出届の区役所への届出方法について】

差出人(自治会町内会)にて<u>電子申請システムへ候補者情報を入力</u>いただくか、この用紙を<u>同封</u>の「返信用封筒①」に入れて郵送してください。

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、<u>横</u> <u>浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割</u> を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、<u>地域住民と連携し地域に根ざしたスポ</u> ーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区(または自治会・町内会)を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民(子ども・青少年・高齢者・障害者)へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

スポーツ基本法(抜粋)

平成23年6月24日法律第78号

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則(抜粋)

平成20年3月31日 規則第36号 (平23規則74・改称)

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言 を行うこと。



横浜マラソン

参加者の誘導や警備 などで活躍しています!



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています!

あなたも やってみませんか? スポーツを通して地域貢献

横浜市

スポーツ推進を見

横浜市を代表する大きなイベントから、 地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中!

さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ など競技の審判講習会も!

夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも!



小学生スポーツ フェスティバル



スポーツ推進委員 (スポ推)とは?

- ・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から2年の任期で委嘱されて活動しています。
- スポーツイベントや大会の企画・運営を 行っています。
- ・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。

横浜市のスポ推は?

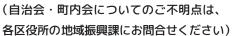
- ・横浜市では約 2,500人のとても多くのスポ推が活躍しています。
- ・スポーツ経験の有無、障害の

有無問わず誰でも なれます!



スポ推になるには?

・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。



・任期途中でも仲間入りできます!







自治会・町内会長の皆様へ

- ・各地域で活動するスポーツ推進委員の 推薦にご協力をお願いします。
- ・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会 活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて 楽しいし、新しいことが できます!



地域の情報が得られて、 いつも新鮮で おもしろいですよ!



子どもの頃の体験は地域の 人々のおかげだと気づきま した。地域への恩返しと 思っています!



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話 045-671-3287 FAX 045-664-0669

令和7・8年度横浜市消費生活推進員 推薦の詳細について

1 趣旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員について、自治会・町内会等からの御推薦をお願いするものです。

2 任期

- ・1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。
- ・今回の募集は令和7年4月から令和9年3月までが任期となります。
- ・再任は2回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、3回以上再任されることができます。

3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1) 地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動をします。

| 活動分類 | 内容 | 実施回数 |
|------------------|---|---------|
| 消費生活に関する | 消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催 や地域の見守り活動への参加 | 年2回以上 |
| 知識・情報の地域 | 上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催 | |
| への普及啓発活動 | 環境に配慮した購買行動の推進 | 実施回数は任意 |
| | 情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動 | (地区の実情に |
| 消費者と事業者の 交流促進 | 商店街・メーカー等との意見交換・懇談会 | より実施) |

(2) その他

- ア 推進員相互の情報交換等
- イ 研修への参加
- ウ 市が行う消費者行政に対する協力

4 募集対象者

令和7年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

5 推薦用紙

別紙の「消費生活推進員候補者推薦書」にて御推薦ください。

6 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただいて、太 枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

御記入いただいた個人情報は、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和5・6年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業にかかわること以外の利用はいたしません。

7 提出期限及び提出先

<u>令和7年2月21日(金) まで</u>に、<u>電子申請システムへ入力</u>いただくか、<u>同封の【返信用封</u> **筒①】に入れて郵送**してください。

また、自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい。

8 委嘱

令和7年4月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

9 その他

活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集チラシ「令和7・8年度横浜市消費生活推進員を募集します」及び区役所作成チラシ「とつかの消費生活推進員になりませんか」をご覧ください。

令和7·8年度 横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。



消費者被害が増えています!

買い物をして、料理をして食事する。 スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。 「消費生活」は人の暮らしそのものですが、商品やサービスの内容が複雑になり、 消費者トラブルが次々に発生しています。

皆さんの見守りや声かけ・啓発活動で、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

消費生活推進員の活動は?

- ◆ 市や区役所で開催する研修などで、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域の見守り 活動のポイントについて学びます。
- ◆ 高齢者等の集まりで、悪質商法未然防止などの出前講座を開きます。
- ◆ 区のイベントへの出展や情報紙を発行して、消費生活情報を地域にお知らせします。
- ◆ 環境配慮の学習会、施設見学、商店街・農家との意見交換を行い、消費生活に関する 理解を深め、地域に情報を伝えます。
- ◆ 困っている方を、消費者トラブルの相談窓口である「横浜市消費生活総合センター」へ つなぎます。



消費生活推進員のハマ子さん









消費生活推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

戸塚区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

| (フリガナ) | | | |
|----------|--------|---------|---------------|
| 氏 名 | | | |
| 再任・新任の別 | 当初委嘱年月 | (再任者のみ) | 令和7年4月1日現在の年齢 |
| 再任・新任 | 年 | 月 | 歳 |
| 自 | E 所 | | 電話番号 |
| ₹ | | | (自宅) |
| | | | (携帯) |
| メールアドレス※ | | | |

※欄は任意です

被推薦者(推薦を受ける者)の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

□ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

______ 消費者トラブルで困った ら消費者ホットライン!

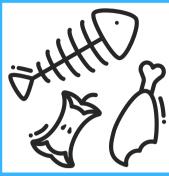
188 (N++

へ相談(市外局番なし)

コト 消費

モノ消費

タイパ 消費



とつかの

























消費活動を楽しく学び戸塚の皆さんに発信していきます!

令和7年度からは、 新しい切り口からも 消費活動を学んでい きます! 「コト消費」

経験や体験に価値を見出す新しい消費<mark>。</mark> 「モノ消費」

モノの価値を見直し、サステナブルな買い物。 「タ イパ消費」

(タイムパフォーマンス時間対効果) 時代にあったパーソナライズドな消費スタイル を学ぶ。

- 共働き世代が増えて広がるタイパ消費。どんなサービスがあるの? 🤏
- ・若者に人気の「推し活」地域活動のヒントになるかも?



消費の形は日々変化しています。物を買うだけではなく、体験するだけではありません。時間を買う考え方など、これからの消費を一緒に学び、考え、伝えていきませんか?

これまでも、戸塚区の消費生活推進員は**「悪質商法の未然防止」と「食品ロス削減」**を重点テーマとして、主体的に楽しく活動してきました

- ・地域の皆様に安全な取引や商品選びを学んでいただく講座を開催
- ・地域の高齢者が安心して暮らせるよう、見守り活動
- ・情報紙の発行や、**区民まつりの出展・ものづくり自慢展**でのパネル展示などを通じて、消費生活情報を地域に届けています。



とつか区民まつり



消費生活展

- ・初心者でも簡単!自分だけの美味しい味噌を作り体験!
- ・キリンビール工場見学「一番搾り」の秘密を知る楽しいツアー!
- ・再利用品製作ワークショップ 使わなくなった布で、草履を作ろう!



これからは、地域の生活の変化やトレンドも把握し、将来のニーズに合わせた活動を計画していきたいと考えています。消費生活での課題を学び、私達もアップデートしながら、地域の皆様の暮らしや生活に役立つ知識をこれからも提供していきます!



な

た

せ



横浜市保健活動推進員の推薦について

1 趣旨

横浜市では、地域の健康づくりを推進するため、約3,700名の保健活動推進員の皆様が様々な活動を行っていただいており、健康寿命の延伸、生活習慣病予防など、本市の健康課題への対応に大きく貢献していただいています。

現在委嘱されている保健活動推進員の皆様は、令和7年3月末日に任期満了となります。つきましては、次期の保健活動推進員について推薦をお願いします。

2 任期

2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日まで) ※ただし、再任を妨げません。

3 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。 詳しくは、添付の「保健活動推進員について」を御覧ください。 また、推薦される予定の方にもお渡しください。

4 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時(令和7年4月1日現在)に、原則78歳未満の方

5 推薦依頼人数

原則 自治会町内会で1人

※ただし、250 世帯を超えるごとに 1 人追加できることとしています。別紙一覧を ご確認ください。

6 推薦方法

各自治会町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長な どと御協議のうえ、添付**「保健活動推進員の推薦名簿」**

または電子申請システム

(<a href="https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/2b1ad0d0-f38f-442a-bc05-4717646ba33d/start/** または下の二次元コード)
により区長あてに推薦してください。



電子申請システム 二次元コード

7 推薦の期日および提出先

- (1) 推薦の期日 令和7年2月21日(金) 必着
- (2) 提 出 先

用紙を提出される場合は、同封の返信用封筒で御返送いただくか、福祉保健課 (区役所62番窓口) 〜御提出ください。

※名簿には住所などの個人情報が記載されていますので、取り扱いには十分御注意をお願いします。

8 お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講し活動しますので、 2年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。

保健活動推進員の推薦にあたっては、**2年間の任期を満了できますよう、格別の御配 虚をお願いします**。

自治会町内会の推薦枠を超えるなど、連合町内会長からの推薦をご検討の場合は、担当にご相談ください。

担当:戸塚区福祉保健センター

福祉保健課健康づくり係金木、小林

電話:045-866-8426~7

【戸塚第一地区】

【別紙】保健活動推進員 推薦人数一覧 ※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|-----|-----------------------|-------|-----|
| 101 | 大坂上町内会 | 154 | 1 |
| 102 | 大坂上マンション町内会 | 49 | 1 |
| 103 | 大坂台町内会 | 275 | 2 |
| 104 | 賀寿団地自治会 | 348 | 2 |
| 105 | 郷和台自治会 | 337 | 2 |
| 106 | 下郷町内会 | 1,806 | 8 |
| 107 | 新沢睦会 | 205 | 1 |
| 108 | 東芝戸塚台コーポ自治会 | 84 | 1 |
| 110 | 戸塚町坂下町内会 | 425 | 2 |
| 111 | 戸塚町和田町内会 | 590 | 3 |
| 112 | 戸塚町二丁目町内会 | 96 | 1 |
| 113 | 戸塚町三丁目町内会 | 134 | 1 |
| 114 | 戸塚町四丁目町内会 | 960 | 4 |
| 115 | 富塚五丁目町内会 | 441 | 2 |
| 116 | 戸塚町六丁目町内会 | 625 | 3 |
| 117 | ハイラーク戸塚自治会 | 27 | 1 |
| 118 | パイロットハウス・サン戸塚自治会 | 99 | 1 |
| 119 | ヒルス・南戸塚プリメゾン自治会 | 145 | 1 |
| 120 | ヘブルシャトウ自治会 | 148 | 1 |
| 121 | 宮之谷町内会 | 579 | 3 |
| 122 | ライオンズマンション戸塚第5自治会 | 55 | 1 |
| 123 | ライオンズマンション戸塚台自治会 | 34 | 1 |
| 124 | 南戸塚住宅自治会 | 148 | 1 |
| 125 | ヒルス・南戸塚第5自治会 | 37 | 1 |
| 126 | ヒルス・南戸塚自治会 | 109 | 1 |
| 127 | ホーユウパレス戸塚町内会 | 113 | 1 |
| 128 | 戸塚ヒルズ自治会 | 74 | 1 |
| 129 | ライオンズマンション戸塚南自治会 | 48 | 1 |
| 130 | 日神パレステージ戸塚台自治会 | 38 | 1 |
| 131 | ライオンズステージ戸塚ルヴェールの丘自治会 | 108 | 1 |
| 132 | マイキャッスルラルジュ戸塚自治会 | 39 | 1 |
| 133 | グランシティ・パレ・ド・リヴァージュ自治会 | 350 | 2 |

【戸塚第二地区】 ※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|-----|-----------|-------|-----|
| 201 | 旭町自治会 | 70 | 1 |
| 202 | 戸塚町一丁目町内会 | 12 | 1 |
| 203 | みどり町内会 | 42 | 1 |
| 204 | 矢沢町内会 | 1,313 | 6 |
| 205 | 旭町西口町内会 | 37 | 1 |

【戸塚第三地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|-----|------------------|-------|-----|
| 301 | アザリエ自治会 | 500 | 2 |
| 302 | 協和町内会 | 347 | 2 |
| 303 | 蔵坪町内会 | 146 | 1 |
| 304 | 坂本町内会 | 605 | 3 |
| 305 | ゼファーヒルズトゥ横浜戸塚自治会 | 141 | 1 |
| 306 | 竹の下町内会 | 295 | 2 |
| 307 | 戸塚グリーンヒル自治会 | 152 | 1 |
| 308 | 戸塚陽栄自治会 | 164 | 1 |
| 309 | 鳥が丘自治会 | 1,200 | 5 |
| 310 | 鳥が丘ドルチェ自治会 | 42 | 1 |
| 311 | ファミール戸塚自治会 | 250 | 2 |
| 312 | 谷矢部西町内会 | 710 | 3 |
| 313 | 谷矢部東町内会 | 300 | 2 |
| 314 | 柳作町内会 | 924 | 4 |
| 315 | ラムーナ自治会 | 566 | 3 |

【踊場地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|-----|--------------|------|-----|
| 401 | 大丸自治会 | 820 | 4 |
| 403 | ぐみさわなか団地自治会 | 112 | 1 |
| 404 | くみさわハイツ自治会 | 46 | 1 |
| 405 | 平台町内会 | 565 | 3 |
| 406 | 汲沢明和会 | 123 | 1 |
| 407 | 県営汲沢団地自治会 | 630 | 3 |
| 408 | 新明会 | 98 | 1 |
| 409 | 平和台町内会 | 620 | 3 |
| 410 | 戸塚富士見丘ハイツ自治会 | 98 | 1 |
| 411 | 踊場町内会 | 660 | 3 |
| 412 | 東急汲沢台自治会 | 311 | 2 |
| 413 | 東明会 | 188 | 1 |
| 414 | プライマルシティ自治会 | 555 | 3 |

【北汲沢地区】 ※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|-----|---------|------|-----|
| 501 | 新生自治会 | 329 | 2 |
| 502 | 東明西町内会 | 420 | 2 |
| 503 | 東明東町内会 | 304 | 2 |
| 504 | 富士見町内会 | 200 | 1 |
| 505 | 六郎丸町内会 | 674 | 3 |

【舞岡地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|-----|-------------|------|-----|
| 601 | 舞岡第一町内会 | 580 | 3 |
| 602 | 舞岡第二町内会 | 850 | 4 |
| 603 | 舞岡第三町内会 | 580 | 3 |
| 604 | 舞岡台自治会 | 994 | 4 |
| 605 | 南舞岡自治会 | 708 | 3 |
| 606 | が い戸塚日限山自治会 | 108 | 1 |

【川上地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|-----|---------------|-------|-----|
| 701 | 秋葉町内会 | 1,760 | 8 |
| 702 | グリーンコーポ東戸塚自治会 | 142 | 1 |
| 703 | 前田町町内会 | 1,470 | 6 |
| 704 | 前田ハイツ自治会 | 330 | 2 |
| 706 | グランドメゾン東戸塚自治会 | 743 | 3 |

【柏尾地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|-----|----------------|-------|-----|
| 801 | 柏尾町内会 | 1,006 | 5 |
| 802 | 柏尾富士見台自治会 | 452 | 2 |
| 803 | 柏陽台アパート自治会 | 420 | 2 |
| 804 | 柏尾台自治会 | 347 | 2 |
| 805 | 上柏尾町内会 | 767 | 4 |
| 807 | 東戸塚グリーンハイツ自治会 | 70 | 1 |
| 808 | 東戸塚マンション自治会 | 70 | 1 |
| 809 | 横濱戸塚優彩の街自治会 | 154 | 1 |
| 810 | グランセレッソ横濱戸塚自治会 | 317 | 2 |

【東戸塚地区】その1

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|-----|-------------------|------|-----|
| 901 | 川上第一団地分住自治会 | 162 | 1 |
| 902 | 川上第一団地県営アパート自治会 | 398 | 2 |
| 903 | 川上団地分譲アパート自治会 | 90 | 1 |
| 904 | 川上第二団地自治会 | 385 | 2 |
| 905 | 川上町町内会 | 680 | 3 |
| 906 | シーアイマンション東戸塚町内会 | 228 | 1 |
| 907 | 光の街自治会 | 101 | 1 |
| 908 | 品濃町第一町内会 | 344 | 2 |
| 909 | 品濃町内会 | 688 | 3 |
| 910 | 東の街自治会 | 187 | 1 |
| 911 | 並木坂自治会 | 76 | 1 |
| 912 | れんが坂自治会 | 222 | 1 |
| 913 | 南の街5号館自治会 | 51 | 1 |
| 914 | VNG東戸塚アイビーガーデン自治会 | 98 | 1 |

【東戸塚地区】その2

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|-----|--------------------------|------|-----|
| 915 | VNG東戸塚センターカーテン自治会 | 108 | 1 |
| 916 | VNG7トラス東戸塚自治会 | 100 | 1 |
| 917 | オセアンヴィレッシ・東戸塚ブライトヒルス・自治会 | 46 | 1 |
| 918 | アトラスシンフォニア東戸塚自治会 | 92 | 1 |
| 919 | グローイングスクエア東戸塚自治会 | 54 | 1 |
| 920 | フォートンヒルス゛自治会 | 888 | 4 |
| 921 | タワーズシティ1st 自治会 | 210 | 1 |
| 922 | ロイヤルヒルズ東戸塚自治会 | 39 | 1 |

【平戸地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|------|-----------------|-------|-----|
| 1001 | 電電戸塚団地自治会 | 1,186 | 5 |
| 1003 | 芹ヶ丘自治会 | 446 | 2 |
| 1004 | 平戸高層団地自治会 | 768 | 4 |
| 1005 | 平戸住宅自治会 | 117 | 1 |
| 1006 | 平戸台自治会 | 123 | 1 |
| 1007 | 平戸町町内会 | 1,370 | 6 |
| 1008 | 緑の街自治会 | 112 | 1 |
| 1009 | コスモ東戸塚グランパルク自治会 | 174 | 1 |

【平戸平和台地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|------|----------------|-------|-----|
| 1101 | 平戸一丁目町内会 | 843 | 4 |
| 1102 | 平戸二丁目町内会 | 980 | 4 |
| 1103 | 平戸三丁目町内会 | 1,106 | 5 |
| 1104 | グリーンメゾン平戸団地自治会 | 34 | 1 |

【上矢部地区】その1 ※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|------|------------------------|------|-----|
| 1201 | 姥子町内会 | 118 | 1 |
| 1202 | 上矢部第一町内会 | 510 | 3 |
| 1203 | 上矢部第二町内会 | 373 | 2 |
| 1204 | 上矢部第三町内会 | 500 | 3 |
| 1205 | 篠塚町内会 | 643 | 3 |
| 1206 | スカイビュー戸塚自治会 | 176 | 1 |
| 1207 | ストークマンション戸塚自治会 | 105 | 1 |
| 1208 | 諏訪久保町内会 | 312 | 2 |
| 1209 | 東建ニューハイツ戸塚自治会 | 127 | 1 |
| 1210 | 戸塚グリーンヒルダイヤモンドマンション自治会 | 56 | 1 |
| 1211 | 戸塚パーク・ホームス・自治会 | 89 | 1 |
| 1212 | ŧアコート戸塚自治会 | 132 | 1 |
| 1213 | ナイス・パーク・ステーシ゛東戸塚自治会 | 104 | 1 |
| 1214 | モア・ステージ戸塚自治会 | 194 | 1 |

【上矢部地区】その2

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|------|-----------------|------|-----|
| 1215 | グランガーデン東戸塚自治会 | 287 | 2 |
| 1216 | レイディアントシティ戸塚自治会 | 337 | 2 |
| 1217 | ュードリーム横濱戸塚自治会 | 73 | 1 |

【名瀬地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|------|------------------|-------|-----|
| 1301 | アルス東戸塚自治会 | 56 | 1 |
| 1302 | エステ・アベニュー緑園都市自治会 | 100 | 1 |
| 1303 | 市営名瀬住宅自治会 | 350 | 2 |
| 1304 | 戸塚ガーデン自治会 | 164 | 1 |
| 1305 | 名瀬第一町内会 | 670 | 3 |
| 1306 | 名瀬第二町内会 | 1,370 | 6 |
| 1307 | 名瀬第三町内会 | 180 | 1 |
| 1308 | 名瀬第四町内会 | 325 | 2 |
| 1309 | 名瀬たかの台自治会 | 315 | 2 |
| 1310 | ニックハイム戸塚自治会 | 50 | 1 |
| 1311 | ネオコーポ戸塚自治会 | 183 | 1 |
| 1312 | 東戸塚ネオポリス自治会 | 265 | 2 |
| 1313 | メゾン戸塚自治会 | 32 | 1 |
| 1314 | 市営名瀬第二住宅自治会 | 129 | 1 |
| 1315 | ソフィア戸塚アクアステージ自治会 | 270 | 2 |

【大正地区】その1 ※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 【人正地区】での1 ペースを基本に230世帯にとに「人垣加した人数↓ | | | |
|------------------------------------|---------------|-------|------|
| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 推薦人数 |
| 1401 | 影取町内会 | 750 | 4 |
| 1402 | 地縁法人 小雀町内会 | 1,315 | 6 |
| 1403 | 県営原宿団地自治会 | 400 | 2 |
| 1404 | 大正団地自治会 | 660 | 3 |
| 1405 | 戸塚芙蓉ハイツ自治会 | 295 | 2 |
| 1406 | コスモ戸塚ルミネンス自治会 | 125 | 1 |
| 1407 | 原宿町内会 | 2,526 | 11 |
| 1408 | 東俣野町内会 | 1,000 | 5 |
| 1409 | 市ドリームハイツ自治会 | 700 | 3 |
| 1410 | 松竹台自治会 | 149 | 1 |
| 1411 | 東山自治会 | 730 | 3 |
| 1412 | 深谷団地自治会 | 480 | 2 |
| 1413 | 深谷町内会 | 1,125 | 5 |
| 1414 | 不二美会 | 295 | 2 |
| 1415 | 富士見ヶ丘自治会 | 458 | 2 |
| 1416 | レジェ戸塚深谷自治会 | 129 | 1 |
| 1417 | 県ドリームハイツ自治会 | 1,384 | 6 |
| 1418 | 俣野町内会 | 355 | 2 |
| | | | |

【大正地区】その2

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|------|--------------|------|-----|
| 1419 | 俣野ネオポリス自治会 | 169 | 1 |
| 1420 | ファミール戸塚自治会 | 90 | 1 |
| 1421 | 南戸塚台自治会 | 380 | 2 |
| 1422 | 市営戸塚原宿住宅自治会 | 146 | 1 |
| 1423 | ファミール第2戸塚自治会 | 44 | 1 |
| 1424 | アークプラザ戸塚自治会 | 116 | 1 |
| 1425 | ゆうわ会自治会 | 26 | 1 |

【汲沢地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| | <u> </u> | <u> </u> | ., |
|------|-------------------|----------|-----|
| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
| 1501 | 大久保自治会 | 154 | 1 |
| 1502 | 汲沢町内会 | 917 | 4 |
| 1503 | 汲沢西団地自治会 | 145 | 1 |
| 1504 | ぐみさわ東ハイツ自治会 | 345 | 2 |
| 1505 | 汲沢さつき町内会 | 362 | 2 |
| 1506 | ライオンズマンション戸塚第3自治会 | 78 | 1 |
| 1507 | ライオンス゛ガーデン戸塚自治会 | 31 | 1 |

【上倉田地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|------|-------------------|------|-----|
| 1601 | 小田急分譲地自治会 | 728 | 3 |
| 1602 | コンフォール上倉田自治会 | 150 | 1 |
| 1603 | 上倉田北町内会 | 900 | 4 |
| 1604 | 上倉田西町内会 | 520 | 3 |
| 1605 | 上倉田東町内会 | 696 | 3 |
| 1606 | 上倉田南町内会 | 620 | 3 |
| 1607 | サンハイツ戸塚自治会 | 92 | 1 |
| 1608 | 戸塚ガーデンハウス自治会 | 252 | 2 |
| 1609 | 戸塚ハイライズ自治会 | 350 | 2 |
| 1610 | 県営チェリーヒルズ上倉田団地自治会 | 56 | 1 |
| 1611 | 横浜サウス自治会 | 176 | 1 |

【下倉田地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人<u>追加した人数↓</u>

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|------|-----------------|-------|-----|
| 1701 | グリーンパーク戸塚ヒルズ自治会 | 131 | 1 |
| 1702 | コスモ戸塚自治会 | 93 | 1 |
| 1704 | 下倉田鋼管団地自治会 | 283 | 2 |
| 1705 | 幸ヶ丘自治会 | 450 | 2 |
| 1706 | 下倉田町内会 | 1,650 | 7 |
| 1707 | 戸塚リベラヒルズ自治会 | 96 | 1 |
| 1708 | 野村下倉田自治会 | 213 | 1 |
| 1709 | 富士ヶ丘自治会 | 450 | 2 |
| 1710 | ブロードスクエア戸塚自治会 | 200 | 1 |
| 1712 | 小松ヶ丘公園自治会 | 156 | 1 |

【吉田矢部地区】

※1人を基本に250世帯ごとに1人追加した人数↓

| 番号 | 自治会町内会名 | 加入世帯 | 人数※ |
|------|--------------------|-------|-----|
| 1801 | ウィスティリアヒルズ戸塚自治会 | 151 | 1 |
| 1802 | グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ自治会 | 150 | 1 |
| 1803 | コスモフェスタ戸塚自治会 | 133 | 1 |
| 1804 | 新プロムナード矢部自治会 | 135 | 1 |
| 1805 | 戸塚サニーフラット自治会 | 57 | 1 |
| 1807 | モデラ・ピークス戸塚自治会 | 155 | 1 |
| 1808 | 矢部親睦町内会 | 103 | 1 |
| 1809 | 矢部町内会 | 580 | 3 |
| 1810 | 吉田町内会 | 550 | 3 |
| 1811 | 吉田元町町内会 | 1,450 | 6 |

保健活動推進員について

保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役として、区役所と協力しながら地域の健康 づくりの推進のために活動しています。

現在、自治会町内会等の推薦により横浜市長から委嘱された約3,700人の保健活動推進員が 活躍中です。(戸塚区 約240人)



活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでい く活動を行っています。

まずは・・・自分の健康づくり

研修等を通し知識を身につける→自分の健康状態を知る→健康づくりを実践する 周囲への働きかけ

家族や知人に知識を伝える、健診などへの参加を呼びかけるなど

- ・・地域のための健康づくり活動
 - ①健康づくり活動の企画・実践

【活動例】健康チェック、体力測定の実施、ウォーキングや体操教室の開催、 禁煙や健(検)診受診のすすめなどの啓発活動

- ②区役所等の健康づくり事業への協力
- ③介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開

【活動例】高齢者向け体操教室やサロンの開催、子育てサロンの開催、赤ちゃん 教室への協力

さらに・・・(ベテラン・リーダー的な推進員になったら) 地域で健康づくりを推進する仕組みづくり 地域で活動するさまざまなグループとの連携や、活動の仲間を増やすなど

保健活動推進員さんの活動の様子は、区のホームページで紹介されています。 ぜひ、ご覧ください。 戸塚区 保健活動推進員

任期等

2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)※ただし、再任を妨げません。

推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を要件としています。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時(令和7年4月1日現在)に、原則78歳未満の方

活動保障

保健活動推進員の皆様が安心して活動できるようにするため、活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために 必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進 員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもありま す。



ホカツ"って何?~区会長

将来の保健活動推進員の皆様に向けて

「ホカツ(保活)って聞いたことあるけど、実際はどんな活動をしているの?」 「忙しくてちゃんと 活動できないかも?」

「一度なるとやめられないのでは?」 「楽しい?」

などの疑問に答えるため、

長年、保健活動推進員として活動を続け、表彰された現区会長3名の方に率直な思いを聞いてみました。

今回インタビューにお答えいただいたのは・・

旭区 齊藤 由紀子 会長 (令和4年度公衆衛生事業功労者に対する 厚生労働大臣表彰受賞) 南区 中村 雅一 会長 (令和5年度横浜市社会福祉・ 保健医療功労者市長表彰受賞) 都筑区 大野 和子 会長 (令和5年度横浜市社会福祉・ 保健医療功労者市長表彰受賞)



. 活動の回数やスケジュールなど実際の活動内容は?

年間スケジュール ~旭区の場合~

一般の保健活動推進員の年間の活動スケジュール

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------|-----------|----------|-------|----------------|-----|-------|--------|-------|--------------|--------------|--------|
| 委嘱式 (隔年) | 会計 説明会 | ウォーキイベント | | 健康機器の 使い方研修 | | 健康フェア | 区全体研修会 | | 次年度計画 打合せ | i | 次年度計画の |
| | 区永年勤表彰式 | | | | ん啓発 | , | | | 7 | 舌動報告: 等作成 | 最終確認書 |
| 地区定例会 | 禁煙キャ | | 地区定例会 | 地区定例会 | | | | 地区定例会 | | 地区定例会 | |

活動例その1 地区定例会 ~ 南区 ~

区内のコミュニティハウスや自治会館等をお借りし、地区定例会を開催しています。 議題は、区全体会議の議題共有やイベント (健康測定会やウォーキングなど)の開催に向けた打合せ、イベント開催後の振り返りなどです。

会議時間は1時間程度ですが、顔を合わ

せて話し合いができるので、 チーム力が高まり一体感が 生まれていると思います。

活動例その2 区民まつり ~都筑区~

| | 午前グループ | 午後グループ |
|-------|-------------------------|------------------------|
| 9:00 | タイムスケジュール·役割確認 準備·設営 | 当日は午前グループ |
| 10:00 | イベント活動 | 午後グループの2チーに分かれて活動します |
| 11:00 | (区民まつりで 健康チェックを実施) | に対かれて活動しより |
| 12:00 | 引継ぎ・振り返り・解散 | 引継ぎ・ タイムスケジュール・役割確認 |
| 13:00 | | イベント活動 |
| 14:00 | | 健康チェックを実施) |
| 15:00 | | 撤収作業・振り返り・解散 |
| 16:00 | | |

インタビュー ~







. 活動を行うにあたって工夫していることは何ですか。



齊藤会長(旭区)

年間の活動について予め担当者を決めておくことで、保健活動推進員 一人一人の活動回数が偏らないように工夫しています。また、お仕事されてい る方も無理なく活動できるようになっています。

地域で開催する講座やイベントは、保健活動推進員や地域の方が<mark>興味関心</mark>を持っていることをテーマに企画しています。そのため、参加者からは好評を得ています。

保健活動推進員の活動を負担に感じず、楽しみながら活動していきたいと思っています。

ウォーキングなどの活動は、メンバーのみんなができる範囲で協力し、 活動に興味を持って楽しく参加をしていただくようにしています。

仕事や介護等で日中時間を取りづらい方には、買い出しや設営等できる範囲での活動を呼びかけて、無理せず楽しく活動できるように心がけています。



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

「可能な範囲での活動でいいですよ」という声掛けを必ずしています。負担にならないように、皆さんが心軽やかに活動できるよう心がけています。また、あいさつを積極的に行い、参加しやすい雰囲気づくりを大切にしています。

地区定例会等に参加できない人には資料と一緒に体調を気遣うメモを添えるようにして、コミュニケーションをとっています。



. 将来の保健活動推進員へメッセージをお願いします!



齊藤会長(旭区)

保健活動推進員になって自分の健康のために勉強できる機会が増え、お得感を 感じています。また、区役所からその時々の健康情報をいただけることで、自分の 家族、身近な知人等の健康づくりに役立てることもできます。

このように、学び得た健康情報を口コミで発信し続けることで、地域の皆さんの健康づくりにつながっていると感じています。これからも、旭区保健活動推進員の皆さんと「身近な健康情報発信役」として活動していきたいです。

保健活動推進員の活動を通じて、様々な地域活動に参加する機会に 恵まれ、自分の住んでいる地域への愛着が深まり、身近なところに 仲間が増えました。

これから長く住む地域とのつながりを大事にし、自分自身の健康づくりと、地域の皆さまの健康づくりの推進役として、ぜひみなさん一緒に活動していきましょう!



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

保健活動推進員の魅力は、地域の皆さんと触れ合うことができるところです。 そして、活動を通して、皆さんの健康のお手伝いができている自負があります。

皆さんの役に立っているという気持ちが自分の健康にもつながっています。 皆さんが元気になって、自分も元気になる!という健康づくりの素晴らしい循環 を感じています。

| 1622日147日14日11日11日11日11 | 推薦団体 | ▶(自治会 | 町内会名) |
|-------------------------|------|-------|-------|
|-------------------------|------|-------|-------|

代表者氏名

電話番号

保健活動推進員推薦名簿

(任期:令和7年4月1日~令和9年3月31日)

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり推薦します。

| ふりがな 氏名 | 住所(町名から) | 電話番号 | 満年齢 | 新任・再任の別※ |
|------------|----------|------|-----|----------|
| | | | | 新任 |
| | | | | 再任 |
| | | | | 新任 |
| | | | | 再任 |

[※] 新任・再任のどちらかに〇をつけてください。再任は前回委嘱からの継続の方になります。

【お願い】

推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。

名簿には住所などの個人情報が記載されていますので、取り扱いには十分に御注意をお願いします。

保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること
- (2) 任期の2年間を通して活動ができること
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること
- (5) 委嘱時(令和7年4月1日現在)に、原則78歳未満であること

横浜市保健活動推進員規則

制定 昭和28年4月25日横浜市規則第31号最近改正 平成19年3月5日横浜市規則第4号

(推進員の設置)

第1条 地域における市民の健康づくりを推進するため、横浜市保健活動推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(推進員)

第2条 推進員は、区長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(任期)

- 第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 推進員は、再任されることができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、任期中であっても推進員の職を解くことができる。

(職務等)

- 第4条 推進員は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 健康づくりのための知識の普及及び啓発に関すること。
 - (2) 地域における健康づくり活動の実践及び地域の健康課題への取組に関すること。
 - (3) 健康づくり施策に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり事業への協力に関すること。
 - (5) その他地域福祉保健の推進に関し必要な事項。
- 2 推進員は、前項の職務を果たすため、福祉保健センター等が実施する研修会等に参加し、 健康づくり活動に必要な知識の習得に努めるものとする。

(市推進員会、区推進員会及び地区推進員会の設置)

第5条 健康づくり活動の効果的な推進並びに推進員相互の連絡及び調整を図るため、横浜市保健活動推進員会(以下「市推進員会」という。)を、各福祉保健センターの所管区域ごとに区保健活動推進員会(以下「区推進員会」という。)を、一定の区域ごとに地区保健活動推進員会(以下「地区推進員会」という。)を設置し、それぞれ推進員をもって組織する。

(会長等)

- 第6条 市推進員会、区推進員会及び地区推進員会(以下「推進員会」という。)に、それぞれ 会長、副会長その他の役員(以下「会長等」という。)を置く。
- 2 市推進員会の会長等は区推進員会の会長の、区推進員会の会長等は地区推進員会の会長の、地区推進員会の会長等は推進員の、それぞれ互選とする。
- 3 会長は、当該推進員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、当該推進員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(経費の補助)

第8条 市は、推進員会に対しその運営に要する経費の一部を補助することができる。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 横浜市衛生奉仕員規則(昭和23年12月横浜市規則第66号)は、廃止する。付 則(昭和44年9月規則第94号) 抄(施行期日)
- 1 この規則は、昭和44年10月1日から施行する。付 則(昭和47年4月規則第55号)
 - この規則は、昭和47年5月1日から施行する。
 - 附 則(平成4年3月規則第12号)
 - この規則は、平成4年4月1日から施行する。 附 則(平成7年3月規則第28号)
 - この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則(平成12年12月規則第154号)
 - この規則は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。 附 則(平成 13 年 12 月規則第 113 号) 抄 (施行期日)
- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。 附 則(平成19年3月規則第4号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。

年 月

日

令和

委嘱予定日: 令和 7年 4月 1日

環境事業推進委員候補者推薦書

| 資源循環局上 | ਛੋ | | 推薦者職氏名) 日治会町内会名 | | | |
|--------------------------------------|--|-------------|--------------------|----------|----------------|-------|
| | | <u>É</u> | 自治会町内会長名 | | | |
| 次の者を野 | 環境事業推進委員に推薦し | <u>、ます。</u> | | | | |
| フリガナ | | | 再任・新任の別 | 当初委嘱年月 | (再任者の | み) ※ |
| 氏 名 | | | 再任・新任 | 平成・令和 | 年 | 月 |
| | 住 所 | | | ↓ | 話番号 | |
| 一 | | | | (自宅・携帯 | 5) | |
| 77 3 | 区 | | | <u> </u> | | |
| Eメール | <u> </u> | | | | | |
| フリガナ | | | 再任・新任の別 | 当初委嘱年月 | (再任者の | み) ※ |
| 氏 名 | | | 再任・新任 | 平成・令和 | 年 | 月 |
| | 住 所 | | | ↓ | 話番号 | |
| 一 | | | | (自宅・携帯 | 宁) | |
| | 区 | | | | | |
| Eメール | <u> </u> | | | | | |
| フリガナ | | | 再任・新任の別 | 当初委嘱年月 | (再任者の | み) ※ |
| 氏 名 | | | 再任・新任 | 平成・令和 | 年 | 月 |
| | 住 所 | | | | 話番号 | |
| = | | | | (自宅・携帯 | , | |
| | 区 | | _ | | _ | |
| Eメール※欄は任意 | | | _ | | | |
| ※ 側は工心 | C 9 . | | | | | |
| 被推薦者 | 首(推薦を受ける者)の同 | 意及び | 推薦内容の本人 | 確認について | | |
| す。同意を | される際には、被推薦者に記 と得られましたら、以下の ほにあたり、氏名等推薦内2 | チェッ | ク欄に「レ点」 | をご記入くだ | さい。 | ハしま |
| | 青報の保護に関する条例に基づ び連絡調整等に利用し、本人の | | | | 、委嘱委員所 | 所管課にお |
| 事務所記入 受付日:令 | 欄 和 7年 月 日、 | 入力日 | : 令和 7年 月 | I 目、V | Wチェック | : 🗆 |

受付者:_



環境事業推進委員

「GREEN LEADER」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。

(もう迷わない / \ より分かりやすく / プラスチックごみの 出し方が変わります



環境事業推進委員とは…

どんな立場?

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。

それぞれの地域で、資源循環の取組(ごみ減量・資源化)、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は?

令和7年4月1日~令和9年3月31日 (2年間)

活動は?

- ・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- ・地域清掃や美化キャンペーン
- ・地域イベント等での3 R 行動の啓発
- ・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。



脱炭素って?

今、地球上では、CO₂(二酸化炭素)などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起こっています。温室効果ガスの大半を占めるCO₂は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、3Rの推進や省エネなど、CO₂排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる(GO GREEN)」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、

以下の支援をしています。

○研修会/参考資料の配布

- ・委嘱式時に研修会を実施
- ・毎年1回程度全体研修会を実施
- ・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
- ・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

OWeb

・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

○活動費の助成

・地区連合町内会単位に活動費を助成



研修会

ウェブページ

Q 環境事業推進委員





GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



戸塚区明るい選挙推進協議会推進員の推薦について

戸塚区明るい選挙推進協議会の規約に則り、令和7年4月1日付で、推進員(会員)の任期満了に伴う改選を実施します。従来どおり、各連合町内会からご推薦をいただきたいと考えておりますので、別紙「推薦名簿」にご記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

ご多忙中とは存じますが、今後ともご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 明るい選挙推進協議会の目的

民主主義の基盤である明るい選挙の実現、及び区民の投票参加の推進を期し、自主的な 選挙啓発運動を強力に展開することにより、広く区民の間に明るい選挙の意識を醸成する ことを目的としています。

2 戸塚区明るい選挙推進協議会の活動

明るい選挙推進協議会推進委員会・総会へのご出席や3つの事業部会に分かれての選挙 啓発活動を実施していただきます。また、選挙時の街頭啓発、期日前投票所の立会人など に従事していただきます。

(1) 第1事業部会

戸塚ふれあい区民まつりへ出展し、啓発活動を実施します。令和6年度は子育て世帯 をターゲットに、キャラクター人気投票や啓発物品配布を実施しました。

(2) 第2事業部会

若年層向けの啓発活動として、大学祭出展や、高校生への啓発活動を実施します。令和6年度は、明治学院大学戸塚まつりへの選挙ブースの出店、戸塚高校出前授業などを行いました。

(3) 第3事業部会

推進員向けの研修会を企画・実施します。令和6年度は、横浜市会棟見学の企画や、 外部講師による若者啓発の活性化をテーマとした研修会を実施する予定です。

3 今回ご推薦いただく推進員の任期等

(1) 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

(2) 推薦人数

各連合町内会から2名

(3) ご提出期限

令和7年2月21日(金)

4 添付資料

- (1) 別紙1_推薦名簿
- (2) 別紙2 横浜市戸塚区明るい選挙推進協議会規約
- (3) 別紙3_参考資料(白バラよこはま 戸塚区抜粋)

【担当者】

戸塚区明るい選挙推進協議会事務局 戸塚区総務課統計選挙係堀口、甲斐 電話 045-866-8315

戸塚区明るい選挙推進協議会 推進員推薦名簿

次のとおり本人の了解を得て「戸塚区明るい選挙推進協議会」の推進員2名 を推薦します。

推 進 員(2名)

| 氏 名 | 住 所 | 電話 |
|-----|-----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

戸塚区明るい選挙推進協議会会長 宛

地区名

横浜市戸塚区明るい選挙推進協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、横浜市戸塚区明るい選挙推進協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、民主主義の基盤である明るい選挙の実現、及び区民の投票参加の推進を期し、自主的な選挙 啓発運動を強力に展開することにより、広く区民の間に明るい選挙の意識を醸成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に定めた目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 平常時における明るい選挙啓発事業
- (2) 各種選挙時における明るい選挙啓発事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

(会 員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 推進委員 20人程度 別表1に掲げる団体の代表者または代表する者及び参与が推薦する者
- (2) 推 進 員 60人程度 別表2に掲げる団体から推薦された者及び公募による者

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 1人
- (4) 企画運営委員長 1人
- 2 役員は推進委員の互選により選任し、その任期は会員の任期による。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は会を代表するとともに、総会及び推進委員会を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 監事は会計を監査する。
- 6 企画運営委員長は、本会の事業を円滑に実施するため、推進員等によって構成される事業部会及び企 画運営委員会を統括する。
- 7 役員の任期が満了し、新たな役員が選任されるまでの間は、第2項の規定に関わらず従前の役員が引き続きその任に当たる。

(参 与)

第6条 この会に参与を置く。

2 参与は横浜市戸塚区長及び同副区長を充て、事業達成に必要な援助、協力をするとともに会議において意見を述べることができる。

(任期)

- 第7条 会員及び役員の任期は4月1日からの2年とし、再任を妨げない。
 - 2 会員及び役員が辞任するときは書面をもって行い、会の承認を得ることとする。
 - 3 任期途中で会員及び役員が交代した場合は、新会員及び新役員の任期は、残期間とする。

(組 織)

- 第8条 本会の事業を円滑に推進するため、本会に次の機関を置く。
 - (1) 本会の重要事項を審議し、決定する最高機関として第4条に規定する会員全員で構成される総会を置く。
 - (2) 本会の全般的な活動を審議、決定する機関として第4条に規定する推進委員を構成員とする推進委員会を置く。
 - (3) 本会の事業を円滑に行うため企画運営委員会を置き、各事業の企画及び実施のために、推進員等で構成される事業部会を事業ごとに設置する。

(会 議)

- 第9条 本会の会議は、総会、推進委員会、企画運営委員会、事業部会とし、次の各号に基づいて開催する。
 - (1) 総会
 - 総会は、毎年1回会長が招集し開催する。
 - (2) 推進委員会
 - 推進委員会は、必要に応じ会長が招集し開催する。
 - (3) 企画運営委員会
 - 企画運営委員会は、委員長が必要に応じ開催する。
 - (4) 事業部会
 - 事業部会は、必要に応じ、各事業部会ごとに部会長または企画運営委員長が開催する。
 - 2 前項の会議における決定は、出席者の過半数の同意をもって行う。

(会 計)

- 第10条 本会の経費は横浜市補助金をもって充てる。
 - 2 予算の編成は、総会の承認を得なければならない。
 - 3 前年度の収支決算は、監事の承認を経て総会に報告し承認を得なければならない。
 - 4 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(事務局)

- 第11条 この会の事務局を横浜市戸塚区役所総務課に置く。
 - 2 事務局長は、戸塚区総務課長をもって充てる。
 - 3 事務局次長は、戸塚区総務課統計選挙係長をもって充てる。
 - 4 事務局の事務は、戸塚区総務課統計選挙係員が、会長及び上司の命によりこれを行う。

(補 則)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、推進委員会に諮り会長が定める。
 - 2 この規約の改正は、推進委員会において出席者の過半数の推進委員の同意を必要とする。

(附 則)

- この規約は平成19年4月1日から施行する。
- この規約は平成20年4月1日から施行する。
- この規約は平成25年4月1日から施行する。
- この規約は平成27年4月1日から施行する。なお、この規約の改正前に、従前の規約に基づいて 決定された事項で、施行日以降も引き続き効果を生じるものは、別に定めのない限り、改正後の規約 に基づくものとみなす。

(附 則)

- この規約は平成30年4月1日から施行する。
- この規約は令和3年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

- · 戸塚区連合町内会自治会連絡会
- 戸塚区選挙管理委員会
- · 戸塚区青少年指導員連絡協議会
- · 戸塚区 PTA 連絡協議会
- · 戸塚区消費生活推進員
- ・戸塚区老人クラブ連合会
- ・戸塚区スポーツ推進委員連絡協議会
- ・戸塚交通安全母の会
- ・戸塚区子ども会連絡協議会
- 戸塚区社会福祉協議会

上記各団体にそれぞれ1名ないし3名の推薦を依頼する。

別表2(第4条関係)

- · 戸塚区青少年指導員連絡協議会
- · 戸塚区 PTA 連絡協議会
- · 戸塚区消費生活推進員
- ・戸塚区老人クラブ連合会
- ・戸塚区スポーツ推進委員連絡協議会
- ・戸塚交通安全母の会
- ・戸塚区子ども会連絡協議会
- · 戸塚区社会福祉協議会
- · 戸塚区内各地区連合自治会町内会(18 地区)

上記各団体にそれぞれ2名程度の推薦を依頼する。

令和5年度の事業

戸 塚 区

戸塚区明るい選挙推進協議会は、明るい選挙の実現 と区民の積極的な投票参加を目指し、3部会に分かれ て各種啓発活動を行っています。

戸塚ふれあい区民まつりではキャラクター模擬投票を実施し、家族連れを中心に多くの方にご参加いただきました。また、推進委員・推進員を対象に、より選挙に対する知識を深める研修会を実施しました。さらに、今年度から新たな取組として区内大学へ選挙ブースを出展し、特に投票率の低い20代をターゲットにした啓発を行いました。

そのほか、区内の学校へ生徒会選挙等のための投票 機材の貸し出し、出前講座を行うなど若年層への啓発 にも取り組んでいます。

●常時啓発事業

| • 113FV | | | |
|---------|-----------|-----------------------------|-----------------|
| 開催月 | 事 業 名 | 事 業 内 容 | 参加人数・備考 |
| 令和5年 | 戸塚区明るい選 | 全推進委員・推進員を対象とした総会。 | |
| 5月 | 挙推進協議会総 | 令和4年度の事業実績と収支決算報告 | |
| | 会 | 及び令和5年度の事業計画と収支予算 | |
| | | について審議、決定。 | |
| ۵. | | | 本相 1 ※ · |
| 令和5年 | 戸塚ふれあい区 | | |
| 11月 | 民まつり(第1事 | 啓発ブースの出展。 | 1,365 人 |
| | 業部会) | | |
| | 湘南医療大学大 | 選挙意識に関するシール投票や若い世代 | 来場人数: |
| | 学祭(第2事業 | に活用いただきたい選挙制度の紹介を行 | 149人 |
| | 部会) | う選挙啓発ブースの出店。啓発物品の | |
| | | 配布。 | |
| | | | |
| 令和5年 | 明推協推進員等 | 推進委員・推進員を対象に、「選挙のバッ | 参加人数: |
| 1月 | 研修会(第3事 | クヤード 選管職員の仕事+皆様から頂 | 29 人 |
| | 業部会) | いた質問にお答えします!」をテーマとした | |
| | | 集合研修を実施。 | |
| 通年 | 『未来の有権者』 | 区内小学校・中学校・高校を対象に、 | 貸出し校数: |
| | 育成事業 | 生徒会選挙等でより実際に近い選挙を体 | |
| | 月及事未 | 験してもらうために、投票箱や記載台等 | 10 18 |
| | | の機材貸出しを実施。 | |
| | | TO BOTH OF CAME | |
| 通年 | せんきょフォーラム | 小学校に出向いて行う、選挙に関する出 | 舞岡小学校: |
| | | 前講座を実施。 | 6年生56人 |
| | | 令和5年5月:舞岡小学校 | 平戸台小学校: |
| | | 令和6年1月:平戸台小学校 | 6年生33人 |

▼ 湘南医療大学大学祭への出展





▲ 深谷中学生徒による職業体験



▲ 明推協推進委員等研修会

| 開催月 | 事 業 名 | 事 業 内 容 | 参加人数・備考 |
|-----|-------|--|---------|
| | | 実際の投票機材を使用し投票事務、開 票事務の職業体験を実施。 | 深谷中学校: |
| | | 令和5年11月: 深谷中学校 | |
| 通年 | 明推協通信 | 推進委員・推進員向けの明推協の機関 紙を年3回(7月・12月・3月)発行。 | |